

エレベーター保守管理委託仕様書

この仕様書は、神奈川県立図書館のエレベーター保守管理委託の内容を示すものであり、この仕様書に定める事項について確実に履行しなければならない。

1 保守管理業務の条件

- (1) 業務の実施にあたり業務責任者を定め、作業の指揮監督にあたらせなければならない。
- (2) 保守管理業務はこの仕様書の項目に従い、点検及び整備を実施する。

2 業務関係者の選任及び届出

- (1) 業務を行うものは、作業の内容に応じて次の知識及び技能を有するものとし、法令による業務又は準じる業務を行う資格が定められている場合は、当該の資格を有するものが業務を行う。
 - ア 業務責任者は、エレベーター等昇降機設備の保守点検業務で高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有する者とする。
 - イ 業務担当者は、エレベーター等昇降機設備の保守点検業務について、作業の内容が判断できる技術力及び必要な技能を有する者とする。
- (2) 業務関係者を定め施設の安全確保のため名簿を提出し、またその内容に変更があった時は直ちに届け出なければならない。
- (3) 業務関係者は、点検業務実施時は、腕章又は作業着を着用すること。

3 業務内容

(1) 対象機器

ア 乗用エレベーター

(ア) 図書館新館乗用エレベーター1号機

交流乗用インバーター制御式（身障者） 型式：V S V - 1 3 - 1 0 5
製造：日立製 停止階床数：7
積載量：8 5 0 k g （定員13人） 速度：1 0 5 m / 分
付加装置：地震時管制運転装置（普通） 停電時自動着床運転装置
オートアナウンス装置

(イ) 図書館新館乗用エレベーター2号機

交流2段速度エレベーター 型式：A C 2 S P - 9 - 4 5
製造：日立製 停止階床数：1 1
積載量：6 0 0 k g （定員9人） 速度：4 5 m / 分
付加装置：地震時管制運転装置（普通）

(2) 点検内容

乗用エレベーター

次の設備・機器の維持管理に必要な保守点検を、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」最新版に定める「エレベーター保守点検基準」の点検項目及び点検周期に従い実施する。

- (ア) 機械室
- (イ) かご（内部・上部）
- (ウ) 乗場（出入口）
- (エ) 昇降路・ピット
- (オ) 付加装置

(3) 点検方法

点検の方法は、消耗部品付き点検契約（POG）とし、故障防止及び安全・機能維持等に必要な点検・給油・小調整等を行い、通常の使用による磨耗・劣化による消耗部品・油脂類について供給するものとし、機器並びに付属部品（換気扇フィルター）の修理取替えは含まない。

(4) 点検周期

エレベーター種類	機器名	点検周期
乗用エレベーター	新館1, 2号機	毎月ごとに1回

点検日は原則、毎月の館内整理日に実施する

(5) 緊急時等の対応

ア 業務関係者の派遣

エレベーターに不調（閉じ込め等）が生じ連絡を受けた時は、速やか（1時間以内）に業務関係者を派遣し、復旧及び調整・修理等の対応をするものとし、派遣費用はこの契約に含む。

イ 費用負担

故障等の修理（部品供給を含む）を早急に行うことが出来ることとし、部品代及び修理費用はこの契約に含まない。

4 一般事項

(1) 施工管理

業務は各関係法規に従い遺漏なく行い、事故防止に充分注意するとともに、火災・盗難及び諸材料その他の整備、清掃を行う。

(2) 養生その他

施工中、各点検に明示したものの他、業務関係者が必要と認めた場合には、既存建物及び工作物に対して損傷しないように養生を施すものとし、損傷を与えた場合は請負人の負担により修復する。

(3) 提出書類

本作業完了後に、点検報告書を作成し2部提出する。

5 その他

この仕様書に定めのないものについては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」最新版の「定期点検等及び保守、機械設備、昇降機」によるものとし、その他の事項は施設管理者の指示による。